

### 宴会での食品ロスを減らしましょう

お正月や新年会など、会社や家族との集まりで宴会が多くなる時期になりました。農林水産省の調査によると、宴会時の食べ残し量の割合は、14.2%となっており、食堂やレストランでの食べ残し量の割合3.6%よりも多くなっています。

宴会の際には、「もったいない」を心がけ、食品ロス削減のために、次の主な取り組みにご協力ください。



- 主な取り組み**
- ▷適量を注文しましょう。
  - ▷参加者の構成等を踏まえて、料理の内容や量を調整しましょう。
  - ▷「残さず食べよう!30・10運動」乾杯後の30分間は料理を楽しみ、お開き前の10分間で料理を食べ切るようにしましょう。
- 問い合わせ 清掃リサイクル課

### 梅の里再生く再植栽地区の拡大が認められました



市では「梅の里再生」に向け、ウメ輪紋ウィルス強化対策事業に地域一丸となって取り組んできました。

#### 強化対策事業を継続します

その結果、平成28年度からの強化対策地区1への再植栽に加え、強化対策地区2への再植栽が認められました。

強化対策地区1・2への再植栽を行うためには、今まで実施してきた強化対策事業(年3回の感染状況調査、春季・秋季のアブラムシ防除、感染植物の即時伐採、地域住民

強化対策地区	対象地域	備考
地区1	梅郷、和田町の全域	再植栽が認められた地域、継続して強化対策を実施する地域
地区2	日向和田2丁目の一部と3丁目、畑中3丁目、柚木町1丁目、二俣尾1・2丁目	継続して強化対策を実施する地域
地区3	日向和田1丁目と2丁目の一部、畑中1・2丁目の一部、柚木町2・3丁目の一部、二俣尾3丁目と4丁目の一部	継続して強化対策を実施する地域

への周知等)を継続して実施していく必要があります。引き続き、市民の皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

問い合わせ 梅の里再生担当

### 昭島市との可燃ごみの共同処理

広報おうめ平成30年6月1日号4面でお知らせしました「昭島市との可燃ごみの共同処理」について、西多摩衛生組合の構成市町では、これまで前向きに検討してきました。

しかし、11月16日付けで昭島市長から一方的に各構成市町長へ依頼の取り下げの申し出がありました。

構成市町で対応を協議した結果、昭島市の西多摩衛生組合加入について、構成市町の総意として、お断りすることを決定し、構成市町長4人の連名で、その旨を昭島市長へ通知しました。

問い合わせ 清掃リサイクル課

### 都市計画道路の変更図書の縦覧

市では、青梅3・5・11号永山山麓線、都では、青梅3・5・29号和田線(北側)、市土木課(市役所5階)で縦覧を行います。

この都市計画変更に伴う関係図書の縦覧を行います。

縦覧場所 都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(都庁第二本庁舎12階)

問い合わせ 青梅3・5・11号永山山麓線：市土木課  
青梅3・5・29号和田線：都都市整備局都市づくり政策部都市計画課 ☎03・5388・3225

### 青梅年金事務所では年金相談を行っています

事前に予約することで、スムーズに相談することができます。

ぜひご予約のうえ、ご利用ください。

予約受付専用電話 ☎0570・05・4890

予約受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

※祝日、12月29日～1月3日は受け付けできません。

※希望日の1か月前から前日まで受け付けます。

※予約の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書等を用意してください。

※青梅年金事務所窓口でも受け付けます。

相談実施時間 月曜日：午前8時30分～午後6時  
火曜日：午前8時30分～午後6時

### 老齢年金を受けている方へ源泉徴収票が送付されます

平成30年中に国民年金や厚生年金等の「老齢年金」を受け取った方へ、1月中旬下旬に、日本年金機構より「公的年金等の源泉徴収票」が送付されます。

この公的年金等の源泉徴収票は、税務署で確定申告を行う際、お使いください。お手元に届いていない場合や紛失した場合は、再交付申請し込み・問い合わせ ☎0570・05・1165、青梅年金事務所 ☎30・3410

### インターネット公売を実施します

市では、市税等を滞納し、督促をしても納付がない方に対し、納期内に納付している方との公平性を保つため、財産を差し押さえて公売し、滞納となっている市税等に充当しています。

インターネット公売では、公売手続きの一部について、インターネットオークションを利用して行います。インターネットを利用することで、買い受け人の利便性の向上や、多くの方が参加が期待されます。

公売執行機関 青梅市ヤフー(株)「官公庁オークション」を利用します。

入札方法 せり売り方式  
公売財産 オートバイ(動産) 1台

公売参加申込期間 1月8日(火) 午後1時～22日(火) 午後11時  
日(火) 午後11時

買受申込期間(入札期間) 1月29日(火) 午後1時～31日(木) 午後11時

※市税等の納付状況により中止の場合があります。詳細は市ホームページをご覧ください。

※医療費の額が一定額以上に達していないものは含みません。

### 後期高齢者医療制度被保険者の皆さんへ医療費等通知書を送付します

ご自身の健康と医療に対する認識を深めていただくとともに、診療日数等の受診内容に誤りがないか確認いただくために、「医療費等通知書」を1月中旬に送付します。

通知書には、診療年月、医療機関等の名称、医療費の総額(自己負担分+保険者負担分)、医療費等(自己負担分)を記載しています。お手元に届きましたら、受診内容等の確認をお願いします。

対象 平成29年7月から30年8月までの14か月間にする認識を深めていただくとともに、診療日数等の受診内容に誤りがないか確認いただくために、「医療費等通知書」を1月中旬に送付します。

※全員に送付するものではありません。

問い合わせ 市保険年金課 後期高齢者医療係、都後期高齢者医療広域連合 ☎0570・086・519

### 国民健康保険加入の18歳以下・70歳以上の方へ医療費の額などを通知します

市では、国民健康保険制度と健康に対する認識を深めていただくため、国民健康保険加入者のうち、患者負担額の少ない18歳以下および70歳以上の方へ、国民健康保険で把握している医療費の額などを通知します。

通知内容 平成29年10月～30年9月受診分の医療費通知時期 1月下旬ごろ

※医療費の額が一定額以上に達していないものは含みません。

この通知は、確定申告の際、「医療費控除の明細書」の代わりに使用することはできませんので、ご注意ください。

問い合わせ 保険年金課給付係

### 償却資産には固定資産税が課税されます 償却資産の申告はお早め

平成31年1月1日現在、市内に償却資産を所有している方は、1月31日までに資産税課(市役所1階)へ申告してください。

※申告期限間近は大変混雑しますので、なるべく18日までに申告をお願いします。

課税対象となる償却資産 土地および家屋以外で、会社や個人が事業のために所有する資産

具体的には：共同住宅(アパート)の外構、駐車場の舗装、工場の機械装置、店舗の設備、車両(自動車・軽自動車)の課税対象となるものを除く、医院の各種医療機器など

問い合わせ 資産税課家屋係